

## 今月のテーマ 事業承継税制の特例措置を受けるための手順

事業承継税制の特例措置を受けるための「特例承継計画」の申請期限が、2023年3月31日までと、あと1年少々に迫っています。今回は贈与による事業承継税制を受けるための手順についてQ&Aで解説します。

### Q1 事業承継税制の特例措置とは？

事業承継税制は、中小企業の株式を贈与や相続により後継者に承継する場合に、贈与税や相続税を猶予する制度です。

事業承継税制の特例措置においては、先代経営者のもつ全株式を猶予の対象とし（一般措置は総株式数の2/3まで）、猶予割合も100%（一般措置は贈与は100%、相続は80%）となります。さらに、事業承継税制適用のネットワークとなっていた承継後5年間の雇用8割維持要件も実質的に廃止されるなど、同税制が格段に使いやすくなっています。

この特例措置の適用を受けるためには、2023年3月31日までに特例承継計画の確認申請を都道府県に行う必要があります。

### Q2 特例承継計画には、何を記載するのですか？

特例承継計画は3ページのみです。1ページ目には、事業内容、資本金額、従業員数、代表者名、後継者名を記載します。これは事実を記載すればよいので難しくありません。

メインは2ページ目です。ここには、株式を承継する時期、その時期までの経営上の課題、その課題への対応を記載していきます。さらに、株式を承継した後5年間の経営計画を各年ご

とに記載していきます。5年先まで考えていくことは大変なことではありますが、あくまで計画ですから、やるべき具体的なことを箇条書きに書いていけば事足りるでしょう。

なお、特例承継計画は認定経営革新等支援機関の指導・助言を受ける必要がありますが、同機関の所見などを3ページ目に記載することになります。



illustration : ヤマガチカヨ

図表 事業承継税制（特例措置）の概要（国税庁資料）

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2018年1月1日以降の贈与について適用することができます。



Q3

申請後は、どのような手順で進めるのですか？

特例承継計画の申請をした後、都道府県より確認書が送られてきます。その後は、2027年12月31日までに株式の贈与をする必要があります。その贈与をする際には、先代経営者は代表者を退任し、後継者が代表権を有している必要があります。さらに、贈与した年の10月15日から翌年1月15日までに、都道府県に認定申請を行います。また、贈与した年の翌年3月15日までに贈与税の申告を行う必要があります（図表参照）。

Q4

5年間の経営承継期間に注意すべきことは？

株式の贈与を受けた後、5年間は毎年度都道府県に対して年次報告書を、税務署に対して継続届出書を提出する必要があります。これを怠ると事業承継税制の適用が取り消されますので、気をつけなければなりません。さらに、後継者が代表を退任したり、自社株式を売却したり、資産管理会社になつたり、減資や一定の会社分割をした場合などは、認定が取り消されることとなりますので、取消事由には十分注意しなければなりません。

Q5

事業承継税制の適用を進めていくには？

事業承継税制については、ネットにさまざまな情報が載っています。主として中小企業庁のサイトと、国税庁のサイトを参照するのがよいでしょう。パンフレットやマニュアルなどが揃っていますので、ご参照ください。Q2の特例承継計画については中小企業庁のサイトにフォーラムや記載例も含めて掲載されています。なお、認定経営革新等支援機関には、会計事務所や税理士法人、商工会なども登録されていますので、ぜひご相談いただければと思います。